

## 伊豆の国市猫の不妊手術費補助金交付要綱

制定 平成28年 1月20日 告示第53号

改正 平成28年 7月26日 告示第112号

改正 令和 4年 3月24日 告示第52号

### 第1 趣旨

市長は、飼い主のいない猫の繁殖を防止することにより、飼い主のいない猫の減少及び飼い主のいない猫による危害、迷惑等を防止し、もって住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、飼い主のいない猫の不妊手術を行った者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に際しては、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱に定めるところによる。

### 第2 定義

- (1) この要綱において「飼い主のいない猫」とは、市内に生息する猫であって、所有者がいないことが明らかであるものをいう。
- (2) この要綱において「不妊手術」とは、避妊手術又は去勢手術を行い、かつ、耳カットを施すことをいう。
- (3) この要綱において「避妊手術」とは、獣医師により卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。
- (4) この要綱において「去勢手術」とは、獣医師により精巣を摘出する手術をいう。
- (5) この要綱において「耳カット」とは、不妊手術を受けた猫であることを識別するため獣医師が猫の片方の耳の先端を切り取る措置をいう。
- (6) この要綱において「飼養」とは、日常的に餌を与える行為をいう。

### 第3 補助の対象者

補助金の交付を受けることができる者（以下「申請者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 伊豆の国市に住所を有する者
- (2) 飼い主のいない猫に対し飼養をしている者

### 第4 補助の対象及び補助額

次の表に掲げるとおりとする。ただし、補助の対象となる不妊手術は、各年度の4月1日から3月15日までに行われたものに限ることとする。

補助の対象		補助額
区分	経費	
避妊手術	避妊手術に要する費用	補助の対象経費の額以内とし、飼い主のいない猫1匹につき5,000円を上限とする。
去勢手術	去勢手術に要する費用	補助の対象経費の額以内とし、飼い主のいない猫1匹につき3,000円を上限とする。

## 第5 交付の申請及び実績の報告

### (1) 提出書類 各1部

ア 伊豆の国市猫の不妊手術費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

イ 不妊手術の費用が記載された領収書の写し

ウ 不妊手術を受けた飼い主のいない猫（以下「不妊手術猫」という。）の写真（不妊手術後に撮影したものに限る。）

エ その他市長が必要があると認めるもの

### (2) 提出期限

不妊手術を受けさせた日から起算して30日を経過した日又は不妊手術を受けさせた日の属する年度の3月15日のいずれか早い日まで

## 第6 申請者の責務

申請者は、補助金の申請後、次に掲げる事項に努めるものとする。

(1) 不妊手術猫を元の生息地に戻し、食べ残した餌の管理、トイレの設置等による糞尿の処理等を行い周囲の生活環境の保全を図り、近隣住民の理解を得て、適正に飼養を続けること。

(2) 不妊手術猫による問題が発生した場合、申請者は、責任を持って問題を解決すること。

## 第7 請求の手続

### (1) 提出書類 1部

請求書（様式第2号）

### (2) 提出期限

補助金交付決定兼確定通知書を受領した日から起算して14日を経過する日まで

## 第8 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則（平成28年告示第53号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（平成28年告示第112号）

この要綱は、公示の日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則（令和 年告示第 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の前に行われた不妊手術に係る補助金の申請、実績の報告等については、なお従前の例による。

様式第1号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

(表)

伊豆の国市猫の不妊手術費補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

申請者 住 所

氏 名

電話番号

年度において飼い主のいない猫に不妊手術を実施したため、伊豆の国市猫の不妊手術費補助金交付要綱第5の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて次のとおり申請し、及び報告します。

1 交付申請額 金 円  
(内訳) 去勢手術 円 × 匹 = 円  
避妊手術 円 × 匹 = 円

2 不妊手術を実施した猫

	1	2	3	4	5
性別	オス・メス	オス・メス	オス・メス	オス・メス	オス・メス
手術を実施した動物病院名					
毛色					
不妊手術日					
手術の種別	去勢・避妊	去勢・避妊	去勢・避妊	去勢・避妊	去勢・避妊
手術費用	円	円	円	円	円
手術後の措置					

(裏)

3 不妊手術を実施した猫の生息場所

---

---

---

---

4 不妊手術を実施した猫の飼養状況

---

---

---

---

**【確認事項】**

不妊手術を実施した猫は、伊豆の国市内に生息する飼い主のいない猫（野良猫）であることを、事前に確認しております。また、補助金の申請に当たり、以下の点について同意します。

- (1) 伊豆の国市の職員が必要に応じて、動物病院に手術の実施内容等について確認すること。
- (2) 伊豆の国市の職員が必要に応じて、飼養の状況を調査すること。
- (3) 不妊手術を実施した猫を生息地に戻し、食べ残した餌の管理、トイレの設置等による糞尿の処理等を行い周囲の生活環境の保全を図り、近隣住民の理解を得て、適正な飼養の継続に努めること。
- (4) 不妊手術後の猫によって何らかの問題が発生した場合は、責任をもって解決に努めること。

様式第2号 (用紙 日本産業規格 A4 縦型)

請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 年 月 日付け \_\_\_\_\_ 第 号により補助金の交付の確定を受けた飼い主のいない猫の不妊手術に要する費用の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

伊豆の国市長 氏 名 宛

住 所

氏 名

㊞

振込先 金融機関名

口座種別

口座番号

ふりがな  
口座名義